

佐世保市浄化槽設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、市が交付する浄化槽設置整備事業補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90%以上、放流水のBOD20mg/l(日間平均値)以下の機能を有するものをいう。
- (2) 単独処理浄化槽 し尿のみを処理する施設をいう。
- (3) 汲取り便槽 し尿を貯留し、定期的にこれを汲み取って処分する方式の便槽(泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的に汲取りをする方式の便槽も含む。)をいう。
- (4) 高度処理型浄化槽 浄化槽であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - イ 放流水の総窒素濃度が20mg/l以下又は総磷濃度1mg/l以下の機能を有するもの
 - ロ 放流水の総窒素濃度が10mg/l以下の機能を有するもの
 - ハ 放流水の総窒素濃度が20mg/l以下及び総磷濃度1mg/l以下の機能を有するもの
- (5) 浄化槽設置促進区域 市全域から都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第2項に規定する市街化区域(以下「市街化区域」という。)を除いた区域をいう
- (6) 下水道事業計画区域 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項に規定する公共下水道の事業計画に定められた区域をいう

(補助金の交付)

第3条 市は、次条に定める区域内において、浄化槽及び高度処理型浄化槽(国庫補助指針に適合するものとする。)を設置し、かつ申請者自らの居住の用に供する部分の延床面積が3分の2以上の者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認を受けずに浄化槽及び高度処理型浄化槽を設置する者
- (2) 住宅等を借りている者で賃貸人の承諾が得られない者
- (3) 処理対象人員が50人を超える浄化槽を設置する者
- (4) 家屋の新築又は増築する際に浄化槽を設置する者で、当該設置が汚水処理の未普及解消につながらないもの
- (5) 既存の浄化槽を更新又は改築する者。ただし、災害に伴い更新又は改築する者を除く
- (6) 佐世保市漁業集落浄化槽等転換補助金交付要綱(令和8年4月1日施行)第3条に規定する交付要件を満たす者
- (7) その他市長が定める者

(補助対象区域)

第4条 前条第1項に規定する区域は、市全域のうち以下に該当する区域(以下「補助対象区域」という。)とする。

- (1) 浄化槽設置促進区域
- (2) 市街化区域より下水道事業計画区域を除いた区域(以下「下水道事業計画区域外」という。)

2 高度処理型浄化槽を設置する場合における補助対象区域については、補助対象区域であり、かつ、以下の各号に該当する区域とする。

- (1) 窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る海域(平成5年環境庁告示第67号)により指定された海域に生活排水が排出される区域
- (2) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第14条の8第1項に規定する生活排水対策重点地域に指定された区域

(補助金額)

第5条 補助金の額は、浄化槽及び高度処理型浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表1の人槽区分につき、それぞれに定める額を限度とし、工事費(当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)と比較していずれか少ない額とする。この場合において、別表1の人槽区分の適用にあたっては、「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JISA3302-2000)」により算出された人槽を上限とする。ただし、佐世保市浄化槽取扱要領(平成18年2月1日施行)第3に規定する「一戸建て住宅に設置する浄化槽の処

理対象人員算定基準におけるただし書の運用基準」の適用を受ける場合、同基準で算出された人槽を上限とする。

- 2 前条第1項に規定する補助事業対象区域において、単独処理浄化槽もしくは汲取り便槽を撤去、宅内配管工事を施工して浄化槽を設置する場合は、別表2に定める額又は当該費用(当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に相当するいずれか低い額を前項により算出した額に上乗せして補助金を交付する。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、浄化槽設置届出書又は建築確認申請書を提出した後に、補助金交付申請書(第1号様式)に次の書類を添付して、工事の着手前に市長に提出しなければならない。

- (1) 審査機関を経由した浄化槽設置届出書の写し及び浄化槽処理対象人員算定表
- (2) 設置場所の案内図(位置図)
- (3) 浄化槽工事に係る見積書の写し(内訳の分かるもの)
- (4) 型式適合認定書別添仕様書及び図面
- (5) 処理対象人員が10人以下の浄化槽にあつては、浄化槽が国庫補助指針に適合していることを証する書面(登録浄化槽管理票(C票)及び全国浄化槽普及促進市町村協議会の登録証)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとする。

- 2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては補助金交付決定通知書(第2号様式)により、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書(第3号様式)によりそれぞれ通知する。

(補助金交付変更申請及び変更届等)

第8条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、同項の補助金交付決定通知を受けたのち、補助金申請内容を変更又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときにおいて、補助金額の変更を伴う場合は補助金交付変更申請書(第4号様式)に、補助金額の変更を伴わない場合は変更届(第5号様式)に当該変更等に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により補助金交付変更申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し補助金交付変更申請書を提出した者に対して、補助金変更交付決定通知書(第6号様式)により通知する。
- 3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、市長に報告して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1か月以内又は当該年度の3月25日までのいずれか早い日までに実績報告書(第7号様式)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
(ただし、補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行なう場合にあつては、自ら行なうことができることを証明する書類)
- (2) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (3) 浄化槽工事に係る請求書(内訳の分かるもの)又は領収書の写し
- (4) 処理対象人員が10人以下の浄化槽にあつては、機能保証制度の保証登録証
- (5) 浄化槽工事完了届出書及び浄化槽工事検査報告書の写し
- (6) 浄化槽工事施工写真
- (7) 設置場所に居住していることを証する書類(住民票の写し等)
- (8) 浄化槽使用廃止届出書の写し
(ただし、単独処理浄化槽を撤去し、浄化槽を設置する場合の上乗せ補助対象事業に限る。)
- (9) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し補助金交付額確定通知書(第8号様式)により速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の請求)

第11条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、市の所定の請求書による補助対象者の請求に基づき、

補助金を交付する。

- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、第7条による交付決定後、補助金を概算払いにより交付することができる。この場合においては、前項の規定を準用するものとする。

(補助金交付の取り消し)

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付を取り消した場合に、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第14条 市長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況及び完成状況を施工現場において確認することができる。

- 2 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、市長が別に定める。

附則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成3年10月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成10年4月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱は、この要綱の施行日(以下「施行日」という。)以後の補助金交付申請に係る補助金について適用し、施行日前までの補助金については、なお従前の例による。

- 3 施行日前までに浄化槽法又は建築基準法の規定による浄化槽設置届出を終了している者に対するこの要綱による申請書類の適用については、当分の間、改正前の要綱第5条によることができる。

附則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年10月3日から施行する。

(経過措置)

- 2 国庫補助事業対象外(市単独事業)の補助については、浄化槽法又は建築基準法の規定による平成13年7月20日以降の浄化槽設置届の受付分から適用する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のこの要綱の規定は、平成21年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前までの申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の佐世保市浄化槽設置補助金交付要綱の規定は、平成22年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前までの申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年6月24日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の佐世保市浄化槽設置補助金交付要綱の規定は、平成22年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前までの申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年9月25日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、令和元年度の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、令和2年度の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

別表1 (第5条関係)

1. 補助対象区域

(1) 浄化槽

人 槽 区 分	浄化槽設置促進区域		下水道事業計画区域外	
	改 築	新 築	改 築	新 築
5人槽	664,000円	332,000円	332,000円	332,000円
6～7人槽	828,000円	414,000円	414,000円	414,000円
8～50人槽	1,096,000円	548,000円	548,000円	548,000円

(2) 高度処理型浄化槽

(総窒素濃度20mg/ℓ以下又は総燐濃度1mg/ℓ以下の機能を有するもの。)

人 槽 区 分	浄化槽設置促進区域		下水道事業計画区域外	
	改 築	新 築	改 築	新 築
5人槽	692,000円	360,000円	360,000円	360,000円
6～7人槽	876,000円	462,000円	462,000円	462,000円
8～50人槽	1,133,000円	585,000円	585,000円	585,000円

(総窒素濃度10mg/ℓ以下の機能を有するもの。)

人 槽 区 分	浄化槽設置促進区域		下水道事業計画区域外	
	改 築	新 築	改 築	新 築
5人槽	806,000円	474,000円	474,000円	474,000円
6～7人槽	984,000円	570,000円	570,000円	570,000円
8～50人槽	1,271,000円	723,000円	723,000円	723,000円

(総窒素濃度20mg/ℓ以下及び総燐濃度1mg/ℓ以下の機能を有するもの。)

人 槽 区 分	浄化槽設置促進区域		下水道事業計画区域外	
	改 築	新 築	改 築	新 築
5人槽	932,000円	600,000円	600,000円	600,000円
6～7人槽	1,194,000円	780,000円	780,000円	780,000円
8～50人槽	1,511,000円	963,000円	963,000円	963,000円

備考 この表における「改築」とは以下の各号に定める工事をいう。

- (1) 既設の汲取り便所を改造し、浄化槽を設置する工事
- (2) 単独処理浄化槽の使用を廃止し、新たに浄化槽を設置する工事

別表2 (第5条関係)

区 分	補 助 上 限 額
汲取り便槽撤去	120,000円
単独処理浄化槽撤去	150,000円
宅内配管工事	330,000円

備考 この表における「宅内配管工事」とは、汲取り便槽または単独処理浄化槽から浄化槽への転換による設置に伴い必要となる宅内配管工事をいう。